

一部償還払い制度

一部償還払い制度 (70歳未満の組合員が対象)

病院や診療所など（以下病院など）でかかった医療費（保険診療分に限る）のうち、自己負担分を病院などの窓口で支払っていただきますが、この自己負担分を軽減するために、あとから建設国保が払い戻す制度です。

償還金の支給対象となるもの

組合員が病院などの窓口で支払った一部負担金(保険診療分)のうち、入院・通院とも病院・歯科・調剤薬局を単位に1ヵ月(月の1日～末日)に支払った金額からそれぞれ17,500円を超えた額を払い戻します(次頁参照)。ただし、高額療養費の自己負担額(16頁参照)までを限度額とするため、高額療養費に該当する場合は、先に高額療養費の申請手続きが必要です。

一部負担金は、国保連合会(審査支払機関)の決定点数で計算するため、実際支払った金額と支給額に差額が生じる場合があります。

償還金の支給対象とならないものについて

- ① 組合員の入院・通院時の保険診療のうち、1レセプト単位で3割負担相当分が17,500円以下のもの。
- ② 保険給付の対象とならない入院時の食事代、移送費、70歳以上の人、公費負担医療費。
- ③ 公害認定患者の指定疾病にかかわるもの。
- ④ 労災・通勤災害(労災未加入者も含む)にかかわるもの。
- ⑤ 交通事故など第三者行為にかかわるもの。
- ⑥ 給付制限にかかわるもの。
- ⑦ 自損事故にかかわるもの。
- ⑧ 不正受診と決定したもの。
- ⑨ 加入前や脱退後の受診にかかわるもの。
- ⑩ 月の途中で脱退された方の自己負担相当分。(死亡以外)
- ⑪ 「償還金」の支払い月の時点で、受診月までの保険料が完納でない場合。
- ⑫ 「負傷等の原因についてのおたずね」の回答が指定期日までにないもの。

レセプト(診療報酬明細書)とは

病院などからの医療費の明細書のこと。

レセプトは各保険医療機関ごとに患者に対して毎月(月の1日～末日)1枚作成されます。

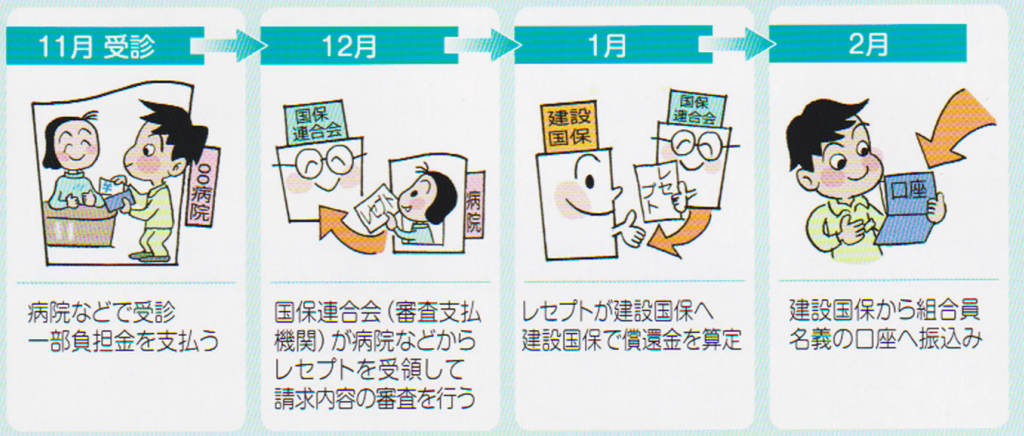
償還金の払い戻される時期について

通常の場合は、診療を受けた3ヵ月後に戻ってきます。(下記参照)

ただし、まれに病院などの請求が遅れた場合などは、4ヵ月目以降になりますのでご了承ください。
 その他、保険料の納付が遅れがちな人は、払い戻しが遅れる可能性があります。

償還金振込後、償還金が1,000円を超えた場合は「償還金支給決定通知書」により明細をお知らせしています。

受診から振込までのながれ(例)



あとから戻る「償還金」の算出方法

例 1ヵ月(1日～月末)に2ヵ所の保険医療機関にかかったときに払い戻される金額は?

保険医療機関	窓口支払額	実質の負担額	払い戻し
A病院	30,000円	17,500円	12,500円
B調剤薬局	20,000円	17,500円	2,500円

15,000円
口座に振込み

※振込手数料は組合員負担

償還金の受け取り方

建設国保から、登録口座(加入の手続き⑤ 4頁参照)へ自動的に振り込みます。
 償還金の振込手数料は組合員負担となります。

	振込金額	振込手数料
ゆうちょ銀行	金額にかかわらず	66円
ゆうちょ銀行以外	50,000円未満	220円
	50,000円以上	275円